

12 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。

福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対して、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。

また、2016年（平成28年）4月14日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

「人権に関する県民意識調査」の結果によると、多くの県民が「避難生活でプライバシーが守られないこと」（67.1%）、「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して配慮が不十分」（51.3%）及び「避難生活の長期化による嫌がらせやいさかい」（47.7%）の問題が起きるととらえています。

災害時に、被災者特に要支援者の人権をいかに確保していくか、平常時から考えておくことが重要になります

(2) 施策の方向

1) 災害時における要支援者の視点を踏まえた災害被災者の人権を尊重する啓発活動

県では、熊本地震の教訓を基に、2017年（平成29年）3月に「岐阜県避難所運営ガイドライン」を改訂し、避難所生活等における高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等への配慮を踏まえた対応及び避難所運営への女性の積極的な参画等を位置付け、災害時における人権確保の取り組みを進めています。

なお、高齢者や障がい者など災害時に特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）をあらかじめ確認しておき災害発生の際に、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう市町村が行う避難支援体制づくりの支援を行っています。

避難行動要支援者として把握していない者であっても、家族が勤務で不在などの際には、地域で支援を行っていくよう働きかけます。

2) 東日本大震災被災者に対するいじめの未然防止・早期発見

個別面談、保護者への連絡等により、当該児童・生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか等について早期に把握に努めます。

いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報を共有し、いじめの事実の有無の確認や被害者への支援等の対応を図っていきます。

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を

教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

■ 災害時の人権問題で、特に問題があると思うこと

Q 東日本大震災、熊本地震などの大規模災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。

